

第4章 基本施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

◆基本施策1 地域のつながりづくり◆

<今後の方向性>

○支え合いにとって基本となる、身近な人との交流、地域での交流の機会が減少しています。

日常的に交流しやすい環境づくりをしていきます。

交流減少の背景には、人口減少、少子高齢化、核家族化、移動交通手段の課題、地域への関心の世代による温度差等が背景にあります。日常的にかつ年齢や障がい等の有無関係なく交流できる、ふれあいの機会を充実させていくことで、支え合いができる地域づくりを目指します。

○我が事として年齢に関わらず町民一人ひとりが、相互の見守りや支え合いをします。

支え合いの形、方法、場所を見直し、新たなコミュニティづくりについて考え、実践していくことが求められています。

町民・地域の取組み

- ◆日常生活での声のかけ合い、隣近所の助け合い（例：一人暮らし高齢者のゴミ出し、除雪等）、自治区の活動（例：祭り、草刈り等）に参加し、支え合います。
- ◆町広報誌やケーブルテレビ、回覧文書、町公式 LINE 等から地域の情報を集めます。
- ◆公民館や集会所等で、様々な人が気軽に集い交流できる機会を企画します。
- ◆地域で活動している団体や他自治区の取組みについて、お互い情報交換や交流し、活動の参考にします。

社会福祉協議会の取組み

- ◆『地域福祉座談会』を地域の主体性を基に取り組むことで、住んでいる地域を大切に思う心を育て、自らの生活課題を地域の中で解決していくための学びや話し合いの機会とします。
- ◆『サロン活動支援』を住民ニーズに合わせ、関係機関と連携実施し、持続的な交流・生きがいづくりの場として、認知症予防や介護予防、住民がより地域に関心を持ち、助け合いを育むことにつながるサロン活動が実施できるように努めます。

町（行政）の取組み

- ◆社会福祉協議会で行っている『地域福祉座談会』や『サロン』等の地域の事業に対し、町も連携・協働することで、住民のつながりづくりを推進します。
- ◆民生委員・児童委員や町内の各関係機関と連携し、日常的な見守り活動を継続します。
- ◆公共施設や移動交通手段の利便性向上について検討し、地域で自由に集まれる拠点と環境の整備を検討します。
- ◆『西会津町ボランティア活動サポートセンター』と連携し、持続可能な地域で支え合える環境づくりを推進します。

◆基本施策 2 包括的支援体制◆

<今後の方向性>

○複雑で複合的な住民の課題に対応するために、従来の枠組みにとられない相談支援体制の構築を推進します。

単独の相談機関では対応しきれない問題があり、関係機関や施策、分野を横断した「支援の組み合わせ」による対応が求められています。

○相談しやすい環境づくりを推進します。

身近に相談窓口があること、困りごとを丸ごと受け止め解決に向けた包括的支援につながることで住民の安全・安心につながります。そのための更なる体制強化が求められています。

町民・地域の取組み

- ◆広報誌や回覧等を読み、相談窓口や福祉サービスに関する知識を身に付けます。
- ◆悩んでいる人や困っている人がいたら話を聞き、相談や支援の窓口につながります。
- ◆困ったことがあったら、一人で悩まずに周りの人に相談します。
- ◆地域の人が、自治区長や民生委員・児童委員と話せる関係を築きます。

医療・福祉の専門職の取組み

- ◆医療・保健・介護・教育・就労等の各分野と連携し、協議・検討の場での複雑・複合化した課題の情報共有や支援内容の調整・検討を図り、身近な地域における包括的な相談支援を推進します。

社会福祉協議会の取組み

- ◆『心配ごと相談所運営』を民生委員・児童委員等の協力を得て取り組み、総合相談・生活支援の充実を図ります。
- ◆『総合相談事業』に取り組み、生活上の様々な問題で困っている方の相談を確実に受け止め、切れ目のない支援につながります。
- ◆地域福祉座談会やサロンの支援から把握した地域の課題を整理し解決に向け、様々な会議の場を利用し、協議を重ねるとともに町民への情報提供に努めます。

町（行政）の取組み

- ◆誰もが気軽に相談できるよう、相談窓口・相談機関・福祉サービスについて、住民にわかりやすく情報提供します。
- ◆地域包括支援センターや子育て支援センター等、地域の相談拠点の機能充実を図ります。
- ◆アウトリーチを積極的に行い、相談支援につながっていない住民の把握に努めます。
- ◆地域における生活課題の解決に向けて、住民が必要なサービスにつながるよう、生活支援コーディネーターの育成など、社会福祉協議会の体制強化を図ります。
- ◆関係各機関と連携し地域における住民の生活課題や福祉サービスが必要な方の早期把握に努めるとともに、様々な相談に対応できる総合的な相談支援体制の強化を検討します。

◆基本施策3 多様な主体による地域福祉の取組み◆

<今後の方向性>

○地域の活動を知り、それぞれがつながって協働していきます。

町内では、地域の支え合いに大きな役割を果たしている自治区長、民生委員・児童委員をはじめ、各種団体、NPO 法人、教育機関、商工農各団体等において様々な活動が行われています。それぞれの特性を生かしながら連携ができ、地域の支え合いにつながるよう、活動の周知・啓発及びコーディネート機能の充実を図ることが求められています。

○地域における福祉活動が継続され、より一層推進することを目指します。

現在の「地域の支え合い」は、各活動主体の取組みの結果成り立っています。それが維持され、より推進していくためには、地域福祉を専門としている社会福祉協議会や地域包括支援センターの専門的サポートが効果的です。加えて、地域住民も「地域の支え合い」を我が事としてとらえ、地域の実情にあわせた新しい支え合いのカタチを創出していくことが求められています。

町民・地域の取組み

- ◆行政や社会福祉協議会、地域から発行される回覧文書や SNS、ケーブルテレビの情報、各情報紙に目を通し、家族や近所の人、知人と情報を共有します。
- ◆地域の活動団体等の取組み等に関心を持って情報を収集し、参加します。
- ◆ボランティアの仕組みや活動について理解し、積極的に参加します。
- ◆地域生活課題を把握し、地域で行えることを考えます。
- ◆他の自治区の福祉的活動に関心を高め、お互い培ってきた工夫や改善点を共有します。
- ◆従業員や学生が地域で活動に参加しやすい環境づくりに取り組み、参加促進に努めます。

社会福祉協議会の取組み

- ◆『地域における公益的な取組み』を他の社会福祉法人と地域課題やニーズを共有した中で実施し、単独では取り組むことが難しい活動を推進します。

町（行政）の取組み

- ◆広報誌やケーブルテレビ、SNS 等を活用し、地域活動に関する情報発信に努めます。
- ◆地域での支え合いのニーズを把握するために、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と情報を共有し、実情に応じた支え合いのカタチを検討します。
- ◆把握した情報を共有し、対応するネットワーク構築を支援します。
- ◆地域における各種活動団体の維持・継続に向け、団体の紹介や活動支援に取り組みます。

基本目標2 地域福祉の担い手づくり ◆基本施策1 地域福祉の意識醸成◆

<今後の方向性>

○「支え合い・助け合い」の意識の醸成を図っていきます。

「支えられながらも他の誰かを支える」「地域のつながりの中で困りごとを支え合う」という意識の向上は重要であり、学校や地域、家庭等でも意識を醸成していくことが求められています。

○幼少期からの福祉教育の推進と交流の機会を提供していきます。

少子化、核家族化、価値観の多様化、個人尊重の風潮、情報化社会の進行などにより、子どもたちの「思いやりの心」が育ちににくい状況にあるともいわれています。また、コロナ禍を経験した子どもたちは、直接的な交流の機会が他世代と比べて少なく、意図的に交流の機会を設ける事も地域の中でできる取組みです。

町民・地域の取組み

- ◆福祉への興味・関心を持ち、身の回りのできることから助け合い、支え合いの気持ちを育みます。(例:あいさつ、声掛け、近所づきあい、玄関前の除雪、ゴミ出し、募金活動等)
- ◆支えられる状態であっても誰かの支えになるという障がいがあっても高齢になっても、障がいの特性や、出来ることを踏まえた地域福祉活動への参加や就労について考えます。

社会福祉協議会の取組み

- ◆『地域福祉座談会』を住民参加による地域福祉を推進するため実施し、自らの生活を取り巻く課題を地域の中で解決していくための学び合いや話し合いの機会とします。
- ◆『福祉協力員』を地域住民の立場から問題の早期発見や連絡、関係機関との連携、助け合い、支え合い等の支援を図り、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることを目的に委嘱し、支え合い・助け合いの意識の醸成を図ります。
- ◆『見守り協力員』を誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる環境づくりを目的に協力要請し、近隣住民の助け合いとして、年間を通した見守り活動を進めます。
- ◆『共同募金事務局』を担い、地域福祉活動を継続できる資金の確保と福祉団体とボランティア団体に対し、事業に必要な助成金等の情報を提供し、住民活動の更なる推進と助け合い精神の醸成を図ります。

町(行政)の取組み

- ◆様々な地域活動の取組みについて情報提供をします。
- ◆障がいや高齢の特性、子どもについて、住民の理解が深まり、お互いに支え合えるきっかけづくりを目的に、各種啓発を行います。
- ◆本計画を周知、推進するにあたり、住民の年代に応じて、情報提供方法を工夫します。具体的には、直接職員が自治区等に出向いて説明する、ケーブルテレビで周知する等、住民に寄り添った情報提供に努めます。
- ◆各種事業において、福祉教育、世代間交流の機会を提供します。
- ◆家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもが活動できるボランティアの機会をつくり、ボランティアをしてみたいという子どもたちの気持ちを育てます。

◆基本施策2 地域福祉を学ぶ機会の充実◆

<今後の方向性>

○地域を支える役割を次世代へ継承していきます。

自治区、地域の団体等、地域を支えている方々が高齢化しています。地域を支える人材育成を進めていくことが求められています。

○住民一人ひとりが地域福祉について理解を深めることで、身近な圏域で支え合いをする自発的な活動やボランティアを増やしていきます。

町民・地域の取組み

- ◆子どものころから、福祉やボランティアに親しむ機会を増やします。
(例：地域の行事やお祭り等の手伝い、ゴミ拾いなど)
- ◆自分が得意とする分野を活かした、ボランティア活動へ積極的に参加します。
- ◆行政や社会福祉協議会などが実施する活動に積極的に参加します。
- ◆認知症サポーター養成講座などを受講し、認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域の認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けに協力します。

社会福祉協議会の取組み

- ◆「西会津町ボランティア活動サポートセンター」の事務局を担い、登録ボランティアの活動を支援していきます。
- ◆ボランティア人材の確保・育成に向けボランティア活動に関する取組み(人材育成、研修等)を支援します。
- ◆認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し認知症サポーター養成講座の実施を支援し、地域を支える人材育成を行います。

町(行政)の取組み

- ◆「西会津町ボランティア活動サポートセンター」や関係団体等と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するための各種講座の開催や、ボランティア情報の発信に努めます。
- ◆学校や PTA、親子活動において、福祉施設訪問やボランティア活動などを推奨することで、児童生徒のボランティア体験を推進します。
- ◆高齢者等の豊富な知識や経験が、地域を担う後継者へ引き継がれるよう、若い世代の地域活動への参加促進を支援します。
- ◆他自治体や他自治区の先行事例について情報収集を行い、各地区のニーズに応じて参考となる情報を提供します。
- ◆役場職員等の地域福祉に関する理解が深まるよう、研修の機会等を検討します。

◆基本施策3 健康・生きがいづくり◆

<今後の方向性>

○誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、心身の健康を保ちます。

専門の医療機関まで遠いため、重症化防止や発症予防を大切にします。町の健康づくりの「さすけねえ輪」を合言葉に、健康づくりを推進します。

○高齢者がいきいきと地域社会で活躍できるよう、高齢者の社会参加や活躍支援を行います。

高齢者が人生の中で培ってきた豊かな知識、経験、技能は町の貴重な財産でもあります。その貴重な財産を、高齢者の方が活かして生活ができるよう、また、若い世代に継承される仕組みづくりが求められています。

町民・地域の取組み

- ◆日頃から運動や食生活改善、フレイル予防を意識し、自身の健康管理・維持に努めます。
- ◆町の保健師等が発信する情報を収集し、健康教室やスポーツイベント、サロンや介護予防教室などに参加し、楽しみます。
- ◆個人の趣味活動、クラブ活動を楽しみ続け、知人や家族にも活動を紹介します。
- ◆定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を把握し、疾病の早期発見・治療に取り組めます。

社会福祉協議会の取組み

- ◆『老人憩の家指定管理者』として適正に管理し、その利用者である陶芸教室やシルバー人材センターなどの福祉団体の活動拠点として、健康・生きがいづくりを支援します。
- ◆『サロン活動への講師派遣の調整や運営に関する相談』を行い、サロン活動参加者の声を聞きながら「気軽に・楽しく・無理なく」活動が継続できるよう支援します。
- ◆『サロン活動へのレクリエーション用具の貸出し』を関係機関と協力し、地区サロン活動での自主的な健康づくりを継続できるよう支援します。
- ◆老人クラブ連合会、各種福祉団体と協働しそれぞれが抱える課題を支援すると共に、今後も生きがいを持って社会参加できる活動を支援します。

町（行政）の取組み

- ◆疾病の早期発見・早期治療を目的とした健（検）診の受診をすすめ、健康管理や介護予防を推進するとともに、自殺予防のための「こころの健康づくり」も強化します。
- ◆住民一人ひとりの健康保持・増進支援のため、各種団体と連携して各年代に応じた健康教育・相談、各種健康診査、家庭訪問等を行い支援します。
- ◆高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生涯学習、健康づくり、スポーツ、レクリエーションなど多様な活動の支援や就労の場の確保、交流機会の充実、福祉サービスの充実などの施策の推進に努めます。
- ◆公共交通のありかたや、高齢者・障がい者の移動支援の拡充に向けて検討を進めます。

基本目標3 安全・安心な地域づくり

◆基本施策1 充実した福祉サービスの仕組みづくり◆

＜今後の方向性＞

○一人ひとりが自分に合ったサービスや支援を受けながら地域で生活し続けられるよう、体制を整備します。

高齢者や認知症の人の増加、障がい者が地域生活できる環境整備、子どもの貧困問題などの現状があることから、よりきめ細やかな生活支援が求められています。共通する課題や、時代、地域特性にあわせて、見直しや創設も含め、福祉サービスや支え合い体制の強化と検討を継続します。

○生活困窮状態の方の、生活立て直しが早期に進められるよう、各種制度につなぐ体制強化と、その周知に努めます。

○民生委員・児童委員に安心して相談できる体制を維持します。

民生委員・児童委員の高齢化や担い手不足、地域住民の生活課題の複雑化・多様化による負担の増加など課題があります。身近な相談環境を維持するための対策を検討します。

町民・地域の取組み

- ◆広報紙やケーブルテレビ等で福祉サービスの情報を知り、住民同士でも支援につなが合います。
- ◆急な世帯収入の減少や生活困窮に関して、個々に悩まずに専門的な相談窓口で早期に相談します。
- ◆隣近所や自治区内の地域課題に対し、支え合いの工夫をします。また、自治区内で対応困難なことについては『地域福祉座談会』等を活用し、社会福祉協議会や行政と支え合いの仕組みの検討を深めます。

社会福祉協議会の取組み

- ◆『生活困窮者自立支援制度』の相談窓口を担い、生活困窮者の早期把握及び見守り支援を目指し、関係機関との情報共有・連携を図ることで、相互に支え合う地域が構築できるよう取り組みます。
- ◆『生活困窮者自立相談支援や家計改善支援・食料品等支援』に取り組み、複合的な地域生活課題を持つ方の課題解決に取り組み、安定した生活が送れるよう支援します。
- ◆『奉仕銀行、生活福祉資金の貸付事業』の福祉的貸付を通じて、経済的な支援を行い、生活意欲の助長や社会参加の促進を図ります。
- ◆支援の必要な人が必要な支援につながるよう出向き、積極的な相談支援に取り組みます。

町（行政）の取組み

- ◆『地域包括ケアシステム』を深化・推進し、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスの一体的な提供を進めます。
- ◆『認知症サポーター養成講座』や『認知症カフェ』等の活動を通して、認知症に関する知識や予防、認知症の方への接し方等について、幅広く普及活動を行います。

- ◆地域全体で子育てを支援できる環境を作るため、保育や地域の子育て支援の充実を図ります。
- ◆『生活困窮者自立支援制度』の周知、利用勧奨を行い、早期に適正な支援につながるよう努めます。
- ◆『地域福祉座談会』や『サロン』等から見えてきた地域福祉課題に対して、住民や関係団体等との連携による解決を図ります。

◆基本施策2 誰もが安心して生活できる地域づくり◆

<今後の方向性>

○誰もが生活しやすい住環境とまちづくりを進めます。

ユニバーサルデザインの考えに基づいた福祉のまちづくり、日常的に利用する生活環境のバリアフリーを推進します。

○権利擁護（成年後見制度、虐待等）について理解を深め、体制整備と制度利用促進に努めます。

高齢化の進行とともに認知症の方の増加も見込まれます。認知症や障がいのある方など自分で判断することが難しい方であっても、誰もがその人らしく暮らし続けるために、本人の意思を尊重した成年後見制度をはじめとした適切な支援を受ける体制の整備が求められています。また、高齢者、児童、障がい者等の虐待による人権侵害防止に努めます。

町民・地域の取組み

- ◆空き家の倒壊の恐れなどの危険を感じたら、所有者や行政に連絡します。
- ◆病院への送迎や買い物のお手伝い等、地域で身近な助け合いに取り組みます。
- ◆成年後見制度や日常生活自立支援事業（あんしんサポート）について理解を深めます。
- ◆虐待や家庭内暴力が疑われるようなことに気付いたら、関係機関に連絡します。

社会福祉協議会の取組み

- ◆『日常生活用具の貸与』として、住民が在宅で安心して暮らすことが出来るよう、電動ベッドや車いす等を無料で貸し出し、その生活の継続を支援します。
- ◆判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行う「あんしんサポート」を担います。
- ◆地域福祉を支える民生委員・児童委員を積極的に支援し、活動を推進します。

町（行政）の取組み

- ◆公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づいた整備に努めます。
- ◆高齢者や障がい者が住宅改修制度を適正に利用できるよう、制度の周知を図ります。
- ◆除排雪を含め、冬期間の地域での生活が継続できるよう、自治区のニーズに応じた対応を検討し、解決に努めます。
- ◆子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。
- ◆日常生活自立支援事業（あんしんサポート）、成年後見制度など権利擁護に関する制度について体制強化を進めるとともに、住民への広報・啓発と、福祉関係者等への制度活用理解を図ります。

◆基本施策3 地域で取り組む防犯・防災◆

<今後の方向性>

○地域の中で再犯防止に向けた理解を広げます。

○日ごろの声掛けや支え合いから、犯罪被害を防ぎます。

隣近所との日常的な声掛けや支え合いなど、地域住民によるネットワークが犯罪防止にとつながります。地域社会の絆が希薄になっているため、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高める必要があります。

○災害等に備えた安全な地域づくりを推進します。

避難行動要支援者個別計画の作成を進めるとともに、福祉避難所の充実について検討します。

○要配慮者が安心して生活できる環境づくりを進めます。

日頃から要配慮者の生活実態について、行政、地域、民間事業者・団体、民生委員・児童委員等が必要な情報の共有を図り、平時からの積極的な見守りや相談、支援につながるよう、体制を構築します。

町民・地域の取り組み

- ◆日頃から要配慮者への見守り等を通じ、発災時に助け合える人間関係を築きます
- ◆防犯・防災に対する新しい情報に耳を傾け、防犯・防災への意識を保ちます。
- ◆町防災マップなどで災害時の危険個所を把握し、日頃から避難場所などを確認しておきます。
- ◆地域での防災訓練に積極的に参加します。

社会福祉協議会の取り組み

- ◆『除雪機械貸与事業』を実施し、高齢者・障がい者世帯等に対する除排雪支援を地域ぐるみで取り組めるように支援します。
- ◆『関係機関との災害協定の締結』に努め、町内における災害発生時に被災者へ必要な支援が速やかに届くよう、平時から支え合いの地域づくりを進めます。
- ◆発災後の継続した支援方法を定めた『災害ボランティアセンターマニュアル』を整備し、被災者の支援を迅速に行えるようにします。
- ◆災害が発生した時は、町と連携を図りながら「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し運営します。
- ◆災害時、住民が協力し支え合い復旧活動を行えるよう、災害ボランティアの育成について検討していきます。

町（行政）の取り組み

- ◆地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報を住民と共有するよう努めるとともに、防犯意識の向上を図ります。
- ◆災害や緊急時の避難支援等が迅速かつ適切に提供されるよう、普段から地域で支援者・団体等による日常的な見守り活動を促進するとともに、地域での防災訓練の実施を推進します。
- ◆災害時要配慮者避難支援計画や避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、情報の的確な把握と共有に努めます。要配慮者や要支援者のための福祉避難所の充実を検討し、災害発生時の避難支援の強化に努めます。